## 社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を 作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするた め、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和3年5月1日~令和5年4月30日までの2年間
- 2. 内容

目標1:育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。

## <対策>

● 令和3年度~ 男性も育児休業を取得できるように、管理職を対象に外 部研修を受講

目標2: 育児休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知 や情報提供を行う。

## <対策>

- 令和3年5月~ 法に基づく諸制度の調査し、対象社員を把握した場合は、 制度を周知する
- 令和3年5月~ 説明会等による職員への短時間勤務制度の周知を行う

目標3:令和4年3月までに、ノー残業デーの実施を徹底し、時間外労働を 削減する。

## <対策>

- ●令和3年6月~ 各事業担当部署毎に問題点の検討
- ●令和3年6月~ ノー残業デーの実施の徹底